

十勝教育研修センター事業推進委員会規則

〔平成 7 年 4 月 1 日〕
〔教育委員会規則第 2 号〕

改正の沿革 平成12年教育委員会規則第 1 号

(設置)

第 1 条 この規則は、十勝教育研修センター条例（平成 7 年条例第 1 号）第 4 条の規定に基づき設置された十勝教育研修センター事業推進委員会（以下「推進委員会」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 推進委員会は、教育委員会の諮問に応じ、十勝教育研修センターの事業の推進について調査審議する。

(委員)

第 3 条 推進委員会は、委員 5 0 人以内で組織し、教育関係機関団体の役職員の中から、教育委員会が委嘱する。

2 委員の任期は、3 年とする。ただし委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任することができる。

(役員)

第 4 条 推進委員会に会長、副会長各 1 名を置く。

2 会長及び副会長は、各委員の互選とする。

3 会長は、会議を主宰し、副会長は、会長に事故あるとき、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 推進委員会の会議は、必要に応じて会長が招集する。

2 推進委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 推進委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長が決する。

(委任)

第 6 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成12年 2 月25日教育委員会規則第 1 号）

この規則は、平成12年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 2 項の改正規定は、平成 12 年 7 月 1 日から施行する。